

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成二十五年十月十一日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 山田吉三郎

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団 体の指定の 取消しの届 出をした者 の氏名	公職の種類	資金管理団体の 名称	主たる事務所の所在地	代表者 の氏名	届出年月日
神倉 寛明	秦野市議会 議員	神倉ひろあき後 援会	神奈川県秦野市渋沢二 ―五―一三	神倉 寛明	二五、 八、 九
高山真由美	参議院議員	なかよしの党高 山真由美後援会	神奈川県大和市鶴間二 ―一〇―一七 ズステーションプラザ 鶴間六〇一	高山真由美	二五、 八、 二〇